

# 消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査

## 結果報告

平成 24 年 6 月  
消費者庁消費者制度課

### I. はじめに

本報告は、消費者庁の平成 23 年度事業として、社団法人商事法務研究会に委託して「消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査」を実施したため、その結果を報告するものである。

### II. 調査の目的

消費者契約法（実体法部分。以下同じ。）については、「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月閣議決定。平成 23 年 7 月一部改定。）において、「消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討」する（施策番号 42）とされていること等を踏まえ、その見直しを検討する必要がある。

消費者契約法に関する見直しに当たっては、検討を要する論点の抽出・把握を行うことが不可欠であるところ、本調査は、消費者契約に係る裁判例及び裁判外紛争解決機関における事例等の収集・分析等を行い、もって、同法の課題の所在を明らかにし、同法に関する見直しに当たっての基礎資料とすることを目的とする。

### III. 調査体制

本調査は、受託者である社団法人商事法務研究会に本調査のための研究会が設置され、当該研究会を構成する高度な知見を有する法律分野の専門家である委員の指揮・監督の下で、法曹資格者である調査実施者が調査に従事する体制で行われた。

#### ○研究会委員

京都大学大学院法学研究科教授（座長）	山本 敬三
早稲田大学大学院法務研究科教授	後藤 卷則
法政大学法学部准教授	大澤 彩
早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士	児島 幸良

#### ○調査実施者

弁護士 足立 格	弁護士 都留 綾子
弁護士 鹿海 拓也	弁護士 北川 展子
弁護士 高宮 雄介	弁護士 大場 由美

#### IV. 調査の概要

##### 1. 裁判例の調査（消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査報告書 97 頁以下）

消費者契約法の規定の解釈・適用が争われた事例のほか、同法の規定そのものの解釈・適用が争われたわけではないが消費者契約の適正さが問題とされた事例（適合性原則や不招請勧誘が問題とされる事例、消費者契約に関し公序良俗違反や詐欺、錯誤などの民法上の条文が適用されているが消費者契約法による保護の範疇として検討すべき事例など）に係る裁判例を収集・分析し、事案の概要、判示内容、適用条文等を一覧表形式にて整理した。

##### 2. 関係機関へのヒアリング調査及びADR事例の調査（同報告書 350 頁以下）

上記 1. と同様の観点から、事例の収集・分析をするとともに、消費者契約に係る問題を取り扱っており蓄積があると考えられる機関への面談又は書面によるヒアリング調査を行い、それらの結果を一覧表形式に整理した。

##### 3. 専門家による消費者契約法に関する見直しの方向性に係る分析（同報告書 17 頁以下）

上記 1. 及び 2. の調査の結果をもとに、テーマを分け、山本敬三委員、後藤巻則委員、大澤彩委員において、現行消費者契約法の問題点及びそれを踏まえた同法に関する見直しの方向性について分析を行った。

- (1) 「消費者契約法における締結過程の規制に関する現況と立法課題—不実告知・不利益事実の不告知・断定的判断の提供・情報提供義務を中心として」（山本敬三委員）
- (2) 「消費者契約法の運用状況と今後のあるべき方向性について—困惑類型およびその周辺に位置する問題を中心として」（後藤巻則委員）
- (3) 「不当条項規制関連裁判例の傾向から見る消費者契約法の課題」（大澤彩委員）

以上